



鳥取県公報

平成 27 年 5 月 8 日 (金)
号外第 55 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (33) (福祉保健課) 3
	鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (34) (〃) 9

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県生活保護法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

生活保護法の一部が改正され、就労による自立を促進するための給付金を支給する制度が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 就労自立給付金の支給申請書、添付書類等を定める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県災害救助法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 救助のために支出することができる費用の限度額を引き上げる。
- (2) 救助に従事させた者に支出する日当の限度額を改定する。
- (3) 施行期日は、公布日とし、(1)に関する事項は、平成27年4月1日から適用する。

規 則

鳥取県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第33号

鳥取県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県生活保護法施行細則（昭和28年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(申請書)</p> <p>第 4 条 <u>法第24条第 1 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の申請書は様式第13号又は様式第14号、<u>省令第 1 条第 5 項の申請書は様式第15号によるものとする。</u></u></p> <p>2 前項の<u>申請書</u>には、<u>省令第 1 条第 4 項</u>に定めるもののほか、次に掲げる書類のうち、福祉事務所長が必要と認めるものを添付するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(決定通知書等)</p> <p>第 5 条 <u>法第24条第 3 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）及び第25条第 2 項の書面（以下この条において「決定通知書等」という。）のうち、保護決定又は保護変更に係るものは、様式第19号によるものとする。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(保護施設休止報告書等)</p> <p>第16条 略</p> <p>(就労自立給付金申請書等)</p> <p>第17条 <u>省令第18条の 4 第 1 項の申請書は、様式第36号によるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、職業に就いたことを証する労働契約書その他の福祉事務所長が必要と認める書類を添付するものとする。</u></p> <p>3 <u>福祉事務所長は、法第55条の 4 第 1 項の規定により就労自立給付金の支給を決定したときは、就労自立給付金決定調書（様式第37号）を作成し、第 1 項の申請書を提出した者に対し、就労自立給付金決定通知書（様式第38号）により通知するものとする。</u></p> <p>4 <u>就労自立給付金の支給の申請を却下する場合の第</u></p>	<p>(申請書)</p> <p>第 4 条 <u>省令第 2 条第 1 項の書面</u>は様式第13号又は様式第14号、<u>同条第 3 項の書面</u>は様式第15号によるものとする。</p> <p>2 前項の<u>書面</u>には、<u>省令第 2 条第 2 項</u>に定めるもののほか、次に掲げる書類のうち、福祉事務所長が必要と認めるものを添付するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(決定通知書等)</p> <p>第 5 条 <u>法第24条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第25条第 2 項の書面（以下この条において「決定通知書等」という。）のうち、保護決定又は保護変更に係るものは、様式第19号によるものとする。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(保護施設休止報告書等)</p> <p>第16条 略</p>

1項の申請書を提出した者に対する通知には、第5条第2項に掲げる事項を記載するものとする。

様式第21号（第7条関係）

検診命令書

第 号
年 月 日

検診を受ける者の居住地及び氏名

福祉事務所長 

次のとおり検診を受けることを命ずる。

1～4 略

注

1・2 略

3 この検診を受けないと、生活保護法第28条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止、若しくは廃止される場合があります。

4 略

様式第24号（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

福祉事務所長 

生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、同法第29条第1項の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において情報の秘密の保護に万全を期していますので、念のため申し添えます。

記

様式第21号（第7条関係）

検診命令書

第 号
年 月 日

検診を受ける者の居住地及び氏名

福祉事務所長 

次のとおり検診を受けることを命ずる。

1～4 略

注

1・2 略

3 この検診を受けないと、生活保護法第28条第4項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止、若しくは廃止される場合があります。

4 略

様式第24号（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

福祉事務所長 

生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

保護の決定又は実施のために必要がありますので、生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので、念のため申し添えます。

記

(参考) 生活保護法第29条

保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又

	<u>は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。</u>
--	---

第2条 鳥取県生活保護法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第13号の別添3を次のように改める。

別添3

同 意 書

福祉事務所長 様

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私の次に掲げる事項（収入及び支出の状況については、保護を受けていた期間内の部分に限る。）につき、貴福祉事務所が官公署（日本年金機構及び共済組合等を含む。）又は銀行、信託会社、私の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは提供又は報告を求めることに同意します。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- 3 健康状態
- 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

また、貴福祉事務所に対し官公署又は銀行等が報告することについて、私が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

様式第35号の次に次の3様式を加える。
様式第36号（第17条関係）

就労自立給付金申請書

生活保護法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給を受けたいので、下記のとおり必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

申請者 住所又は居所
氏名

㊞

福祉事務所長 様

様式第37号（第17条関係）

就 労 自 立 給 付 金 決 定 調 書											
地区名		就労自立番号		ケース番号		世帯主名		支払方法	決定内容	適用年月日	
決 裁	所長		課長	課長補佐	指導員	担当員	起案年月日	決裁年月日	発送年月日		
								年 月 日	年 月 日	年 月 日	
就 労 自 立 給 付 金 決 定 伺											
調書のとおり決定し、例文により通知してよろしいか。											
決 定 理 由											
就労自立給付金決定欄											
番号	氏名	収入認定 開始月	算定対象月		算定対象月		算定対象月		算定対象月		積立合 計額
			収入充当額 積立額	率	収入充当額 積立額	率	収入充当額 積立額	率	収入充当額 積立額	率	
略											
積立総額											
世帯構成											
上限額											
支給額											

様式第38号（第17条関係）

番 号
年 月 日

様

福祉事務所長 

就 労 自 立 給 付 金 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金を、次のとおり決定したので通知します。

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法

注

就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

(備考)

決定通知が申請書受理後14日を経過してなされる場合は、その理由を記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1） 避難所</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ ウに掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、高齢者、障がい者その他日常生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所にあつては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。</p> <p>（ア） 基本額</p> <p style="padding-left: 2em;">避難所設置費 1人1日当たり <u>320円</u></p> <p>（イ） 略</p> <p>オ 略</p> <p>（2） 応急仮設住宅</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり<u>2,621,000円</u>以内とする。</p> <p>エ～ク 略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>（1） 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,080円</u>以内とする。</p> <p>エ 略</p> <p>（2） 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>（1）・（2） 略</p>	<p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1） 避難所</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ ウに掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、高齢者、障がい者その他日常生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所にあつては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。</p> <p>（ア） 基本額</p> <p style="padding-left: 2em;">避難所設置費 1人1日当たり <u>310円</u></p> <p>（イ） 略</p> <p>オ 略</p> <p>（2） 応急仮設住宅</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり<u>2,530,000円</u>以内とする。</p> <p>エ～ク 略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>（1） 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,040円</u>以内とする。</p> <p>エ 略</p> <p>（2） 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>（1）・（2） 略</p>

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円 18,300	円 23,500	円 34,600	円 41,500	円 52,600	円 7,700
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円 30,200	円 39,200	円 54,600	円 63,800	円 80,300	円 11,000

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円 6,000	円 8,000	円 12,000	円 14,600	円 18,500	円 2,600
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円 9,700	円 12,600	円 17,900	円 21,200	円 26,800	円 3,500

備考 略

(4) 略

4・5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり567,000円以内とする。

(3) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円 17,800	円 22,900	円 33,700	円 40,400	円 51,200	円 7,500
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円 29,400	円 38,100	円 53,100	円 62,100	円 78,100	円 10,700

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円 5,800	円 7,800	円 11,700	円 14,200	円 18,000	円 2,500
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円 9,400	円 12,300	円 17,400	円 20,600	円 26,100	円 3,400

備考 略

(4) 略

4・5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり547,000円以内とする。

(3) 略

7 略	7 略
8 学用品の給与	8 学用品の給与
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。	(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。
ア 略	ア 略
イ 文房具及び通学用品費	イ 文房具及び通学用品費
小学校児童 1人当たり <u>4,200円</u>	小学校児童 1人当たり <u>4,100円</u>
中学校生徒 1人当たり <u>4,500円</u>	中学校生徒 1人当たり <u>4,400円</u>
高等学校等生徒 1人当たり <u>4,900円</u>	高等学校等生徒 1人当たり <u>4,800円</u>
(4) 略	(4) 略
9 埋葬	9 埋葬
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 埋葬のために支出することができる費用は、1体当たり大人 <u>208,700円</u> 以内、小人 <u>167,000円</u> 以内とする。	(3) 埋葬のために支出することができる費用は、1体当たり大人 <u>206,000円</u> 以内、小人 <u>164,800円</u> 以内とする。
(4) 略	(4) 略
10 略	10 略
11 死体の処理	11 死体の処理
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。	(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。
ア 略	ア 略
イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上げについての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり <u>5,300円</u> （ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額）	イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上げについての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり <u>5,200円</u> （ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額）
ウ 略	ウ 略
(5) 略	(5) 略
12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去	12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
(1) 略	(1) 略
(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり <u>134,300円</u> 以内とする。	(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり <u>133,900円</u> 以内とする。
(3) 略	(3) 略
13 略	13 略
別表第2（第13条関係）	別表第2（第13条関係）

実費弁償	実費弁償
1 令第4条第1号から第4号までに規定する者	1 令第4条第1号から第4号までに規定する者
(1) 日当	(1) 日当
日当は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を支給する。	日当は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を支給する。
ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり <u>22,200円</u>	ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり <u>22,800円</u>
イ 略	イ 略
ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり <u>14,300円</u>	ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり <u>14,200円</u>
エ 救急救命士 1人1日当たり <u>14,900円</u>	エ 救急救命士 1人1日当たり <u>14,200円</u>
オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>15,600円</u>	オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり <u>15,500円</u>
カ 大工 1人1日当たり <u>18,800円</u>	カ 大工 1人1日当たり <u>17,900円</u>
キ 左官 1人1日当たり <u>18,000円</u>	キ 左官 1人1日当たり <u>17,100円</u>
ク とび職 1人1日当たり <u>18,900円</u>	ク とび職 1人1日当たり <u>18,000円</u>
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
2 略	2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県災害救助法施行細則別表第1の規定は、平成27年4月1日から適用する。